

「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業 仕様書

1 業務名

「ひょうご安全の日」中播磨地域のつどい事業

2 契約期間

契約締結の日～令和5年1月31日（火）

3 事業目的

兵庫県では、「防災減災推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも忘れることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県民の参画のもと、「ひょうご安全の日」にさまざまな事業に取り組んでいる。

中播磨地域においても、災害への関心が高まる「ひょうご安全の日（1月17日）」付近に、震災の経験や教訓の発信、また、災害への備えについての啓発等を行うことで、地域における防災力、防災意識の向上を図る。

4 実施主体 兵庫県中播磨県民センター

5 実施方法 民間企業等への委託

6 委託上限額 172千円以内（税込み）

7 実施時期 令和5年1月17日（火）付近

8 業務の内容

受託業者は「ひょうご安全の日」（1月17日）付近に、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承するとともに、災害への備えや対応について実践・発信し、地域における防災力、防災意識の向上を促進するためのイベントを実施する。

(1) イベント運営に係る業務

① 実施計画

- ・イベントの全体企画及び詳細企画
- ・各種申請業務（警察、道路占用、会場使用等に関する業務）

② 運営

- ・イベント会場の設営、管理、撤去等
- ・その他イベントの運営に係る業務

③ 募集及び広報等

- ・参加者の募集及び広報活動
（チラシの作成・配布、SNS等でのPRの実施、申込・問合せ対応等）
- ・雨天、荒天、緊急時に関する対応（参加者、関係者への連絡）

(2) その他

- ① 関係団体との連絡調整、関係文書の作成
- ② その他付随する業務

9 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県中播磨県民センターに帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県中播磨県民センターは、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

10 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について随時事務局（兵庫県中播磨県民センター県民交流室総務防災課（企画防災担当）内）に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合には、事務局の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様書に関しての疑義についても同様とする。

11 実績報告書の提出

受託者は事業の終了後、実績報告書を提出する。

- (1) 本業務に係わる実績報告書
（実施概要、実績、効果、イベント実施の際の記録写真等）
- (2) 事業実施において作成したデータ（実績報告書含む）
- (3) その他当該業務において作成した広報物（ポスター、チラシ等）